

# 商品取引基本契約

お客様（以下甲という）と 株式会社ドガ（以下乙という）とは、乙の販売する商品（以下「本商品」という）の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲は乙より乙の発行するカタログに掲載されている商品（以下本商品という）を購入し、これを甲の顧客（以下「顧客」という）に販売するものとする。

## 第2条（個別契約の成立）

- ① 甲乙間の本商品に関する個々の売買契約（以下「個別契約」という）は、甲の申し込みに対し乙が承諾したときに甲乙間に成立するものとする。
- ② 前項の申し込みは注文書、承諾は注文書到着後 30 分経過を持ってなすものとする。ただし、甲乙協議のうえ別の方法によることができるものとする。
- ③ 甲および乙は、個別契約において、本契約と異なる定めをすることができるものとする。

## 第3条（売買価格）

本商品の売買価格は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

## 第4条（代金の支払）

本商品の売買代金の支払方法については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

## 第5条（甲の権限）

- ① 本契約または個別契約に別段の定めがある場合を除き、甲は顧客に対し、自己が適当と認める取引条件にて、自己の計算と危険負担において本商品を販売するものとする。
- ② 甲は、本商品の販売に関し、いかなる場合においても乙を代理するものではない。ただし、乙が特に書面をもって代理権を付与した場合は、この限りでない。

## 第6条（保証）

- ① 甲が顧客に納入した本商品に、種類、数量、納期または品質上の問題が発生したときは、甲は、自己の責任と費用負担において、直ちに問題の解決にあたるものとする。ただし、その問題が、乙の責に帰すべき事由による場合は、乙の責任と費用負担において問題の解決にあたるものとする。
- ② 前項ただし書に定める本商品の品質に関する乙の責任は、代替品納入または無償修理に限定されるものとする。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、乙は、甲に対する本商品の納入後7日間を経過したときは、本商品に何ら責任を負わないものとする。

## 第7条（譲渡禁止）

甲は、本契約および個別契約より生ずる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡してはならない。

## 第8条（秘密保持）

甲および乙は、本契約および個別契約に関して知り得た他の当事者の営業上、技術上の秘密を、第三者に開示または漏洩してはならない。

## 第9条（損害賠償）

甲または乙が本契約または個別契約の条項に違反し、他の当事者に損害を与えたときは、違反した当事者は、損害を蒙った当事者に対し、その損害を賠償するものとする。

## 第10条（契約解除）

- ① 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは何らかの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
  - (2) 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡処分を受けたとき
  - (3) 租税公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき
  - (5) 破産、民事再生手続きまたは会社更生の申立をなし、またはこれらの申立がなされたとき
  - (6) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
  - (7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
  - (8) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- ② 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が蒙った損害を賠償するものとする。

## 第11条（有効期間）

- ① 本契約の有効期間は、調印の日より1年間とし、期間満了1月前までに、いずれかの当事者からも書面による別段の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- ② 本契約の終結または解除のときに、すでに成立した個別契約があるときは、本契約は、当該個別契約の履行が完了するまで、当該個別契約の履行目的のために、なお効力を有するものとする。
- ③ 本契約が終結または解除された後といえども、第8条および第9条の規定は、効力を有するものとする。

## 第12条（協議）

本契約に定めなき事項または解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

## 第13条（合意管轄裁判所）

本契約にかかわる一切の紛争は、松本地方裁判所を唯一の合意専属管轄裁判所とします。